

平成 23 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 インスパイアー株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 駒澤 孝次
(大証 JASDAQ、コード番号：2724)
問 合 せ 先 経営企画室 室長 本多 隆
電 話 番 号 03-3289-6651

大阪証券取引所への改善報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 26 日付の「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」のとおり当社取締役会にて発行を決議した第三者割当による新株予約権に関して、平成 22 年 12 月 8 日付の「第三者割当による新株予約権の発行中止に関するお知らせ」のとおり当該新株予約権の発行中止を決議いたしました。

本件に関する主たる要因が、当社の社内管理体制の不備によるものであり、その改善の必要性が高いものと認められたことから、平成 23 年 2 月 14 日付で株式会社大阪証券取引所から上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 章の規定に違反により、JASDAQ における有価証券上場規程第 36 条第 1 項第 1 号に基づき、その経緯及び改善措置を記載した「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日別添のとおり、株式会社大阪証券取引所に改善報告書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

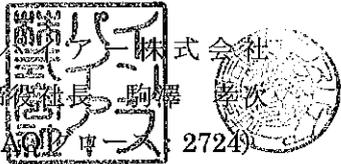
別添資料：改善報告書

以 上

平成 23 年 2 月 28 日

株式会社大阪証券取引所
取締役社長 米田 道生 殿

インスピア株式会社
代表取締役社長 駒澤 孝次
(JASDAQ コード 2724)



改善報告書

この度、当社は、平成 22 年 11 月 26 日付の「第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当契約に関するお知らせ」のとおり当社取締役会にて発行を決議した第三者割当による新株予約権に関して、平成 22 年 12 月 6 日付にて主要な割当先より当該新株予約権の割当を引き受ける旨を承認決議した事実がないとの書面による通知を受領したため、平成 22 年 12 月 8 日付の「第三者割当による新株予約権の発行中止に関するお知らせ」のとおり当該新株予約権の発行中止を決議することになったという、当該新株予約権の割当先に対する確認等が不十分なまま当社取締役会での発行決議を行う等の当社社内管理体制の不備により発生した事案（以下、「本件事案」という。）につき、JASDAQ における有価証券上場規程第 36 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

インスパイアー株式会社

改善報告書（平成 23 年 2 月 28 日提出）

目次	頁数
1. 本件事案に至る経緯	
(1) 第三者割当による新株予約権の発行に至る経緯	0 1
(2) 第三者割当による新株予約権の発行以後、発行中止に至る経緯	0 2
(3) 第三者割当による新株予約権の発行中止以後、現在に至る状況	0 4
(4) 平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日付の適時開示の一部誤記載の発生に至る経緯	0 5
2. 本件事案に至った原因分析	0 5
①ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備	0 6
②ファイナンス業務管理体制の未整備	0 6
③担当部門におけるヒューマンリソースの不足	0 7
④全社的な社内規程遵守に対する意識の不足	0 7
⑤当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識の不足	0 8
3. 改善・再発防止策	0 8
①ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策	0 8
②ファイナンス業務管理体制の未整備に対する再発防止策	0 9
③担当部門におけるヒューマンリソースの不足に対する再発防止策	0 9
④全社的な社内規程遵守に対する意識の不足に対する再発防止策	1 0
⑤当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識の不足に対する 再発防止策	1 0
4. 今後の当社の取り組み	1 1

1. 本件事案に至る経緯

(1) 第三者割当による新株予約権の発行に至る経緯

①割当先の選定に至るまで

当社では、今後の事業継続と業績向上に向けては、平成23年3月期末までの当座の運転資金と新規事業の立ち上げ資金の確保という資金調達が喫緊の課題となったことから、直接金融・間接金融を問わず、資金調達手法の検討を進めておりました。

それらの検討に際して、当社役員のコネクションを活用した結果、当社役員の知人からの紹介により、香港地域でコンサルティング業務を行っている Pacific Sense Holdings Limited (以下、「Pacific 社」という。) と当社取締役が、平成22年9月10日に面談を実施し、当社の置かれている経営状況につき説明の上で、当社資金調達に関する調整を依頼いたしました。

その後、当社と Pacific 社は数回に渡って打合せを行った結果、Pacific 社より、香港市場における証券仲介業や投資アドバイザー等の金融事業会社である Sun Hung Kai Investment Services Limited (以下「SHKIS 社」という。) を、平成22年9月22日に第三者割当による当社ファイナンスの割当先候補としてご提案を受けました。当社は、Pacific 社より提案いただいた内容を十分に検討した上で、SHKIS 社を割当先とした第三者割当による当社ファイナンス (以下、「本件ファイナンス」という。) を推進するとの方針を決定したため、Pacific 社に対して正式に本件ファイナンスに係るアドバイザー及び引受先の紹介等のコンサルティング業務を委託することといたしました。

当社は、平成22年9月30日に、香港地域の SHKIS 社事務所において、Pacific 社の同席の下、SHKIS 社窓口責任者と当社代表取締役社長駒澤孝次 (以下、「当社社長」という。) が面談を行い、当社の事業展望と本件ファイナンスの発行要項等について誠実に説明と引受の要請を行った結果、当社事業計画並びに資金需要について十分なご理解をいただけたと認識しております。

また、当該面談の席上において、SHKIS 社窓口責任者より、過去にも日本国内でのファイナンスを取り仕切った実績があり、本件ファイナンスの決裁権を有しているため、今後の窓口は全て当該窓口責任者にて執り行う旨の説明を受け、また Pacific 社からも同様の認識である旨の報告を受けておりました。

これらの面談の結果、同席上において、SHKIS 社窓口責任者より当社社長に対して、当社が当時発行を予定していた第三者割当による新株予約権の引き受けに関して口頭での承諾を得ておりました。

②割当先に関する調査等

当社社長は、当該面談後、ファイナンス業務等の担当部門である経営企画室担当者 (以下、「当社担当者」という。) に、SHKIS 社及び当該窓口責任者に関して日本国内でのファイナンス実績等について調査するよう指示いたしました。当社担当者は、速やかにインター

ネット検索等で公知情報を中心に確認したところ、複数の事案において SHKIS 社が割当先となった国内ファイナンス実績があり、また当該窓口責任者が主担当となった SHKIS 社による国内企業の株式保有実績等が確認されたため、当社内においては SHKIS 社窓口担当者及び Pacific 社からの説明の裏付けがなされたと、当社では判断いたしました。

さらに、当該面談から数日後には、SHKIS 社窓口責任者の署名がなされた本件ファイナンスの引受けに関する意向表明書を受領する等の事務手続きが進んだことから、当社が発行を予定する第三者割当による新株予約権に対して SHKIS 社が割当先となっていたことで、両社間にて合意がなされたと認識いたしました。

また、当該面談において SHKIS 社窓口責任者から常任代理人予定者であると報告を受けた日本国内の弁護士に確認した際に、過去にも SHKIS 社窓口担当者からの依頼により常任代理人を受任したことがあるとの報告を受けたため、SHKIS 社窓口担当者が本件ファイナンスの窓口業務を行うことに対して、相応の信頼を置くに至りました。

③割当先との交渉・調整等

その後の本新株予約権の発行に至る事務手続きの過程においては、当社担当者が対応しておりましたが、その際の当社と SHKIS 社との間の連絡については、基本は仲介者である Pacific 社を経由した電話・メールでのやり取りが中心となり、前述の面談以降は当社人員による SHKIS 社窓口責任者及び他の SHKIS 社人員との直接面談や交渉・調整は行っておりませんでした。

しかしながら、関連法令やガイドライン等に基づく必要な各種証憑等、当社が提出を依頼する必要資料についても、一部については代替資料となる等、当社の依頼通りとはならない部分はありましたが、概ね必要な資料が必要なタイミングで入手できておりました。

また同様に、当社から SHKIS 社に対して相談・報告すべき事項についても、適時適切に Pacific 社より SHKIS 社窓口責任者には伝えていたとの報告を得ていることから、当社といたしましては本新株予約権の発行に対して SHKIS 社との間で非常に友好的な協力関係が構築されていたと認識しておりました。

④本件ファイナンスの決議

これらの手続きの上で、当社は、平成 22 年 11 月 26 日開催の当社取締役会にて、第三者割当による第 38 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行を決議し、同日適時開示にてその旨をお知らせいたしました。

(2) 第三者割当による新株予約権の発行以後、発行中止に至る経緯

①割当先を名乗る者からの書面の受領

上記 1. (1) ④に記載の本新株予約権の発行決議後の 1 週間については、当社と Pacific 社または SHKIS 社との間における本新株予約権の割当準備に係る連絡及び具体的な事務手続きは発生しておりませんでした。

そのような状況の中、本新株予約権の発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の提出に係る届出の効力発生がなされる前の平成 22 年 12 月 6 日付に、国際宅配便にて本新株予約権の割当先である SHKIS 社を名乗る送付元よりレター（以下、「1 通目レター」という。）を受領いたしました。

1 通目レターには、

(a)平成 22 年 11 月 26 日付の本新株予約権に係る当社適時開示に記載の SHKIS 社の引受けについて、SHKIS 社窓口責任者から SHKIS 社経営陣に知らされておらず、SHKIS 社において正式な承認手続きを経ていないこと、

(b)SHKIS 社窓口責任者が行った契約行為等は、当該窓口責任者に契約行為に係る一切の権限を SHKIS 社としては与えていないため無効であること、

(c)これらの事実から、本新株予約権の引受に対して SHKIS 社として法的な責務を負うものではないこと、

(d)当社に対して速やかに本新株予約権の発行に係る当社適時開示の訂正・撤回を要請すること、
という SHKIS 社の見解が記載されておりました。

②本件ファイナンスの中止決議

しかしながら、当該時点において、1 通目レターには署名者の氏名等の記載がなく、また SHKIS 社から当社に対する事前の通知もなかったため、正式に SHKIS 社から送付されてきたレターであるとの当社において確証を持つには至っておりませんでした。

また、当社といたしましては、Pacific 社を介した SHKIS 社窓口担当者との事務手続きが比較的スムーズに進んだことから、SHKIS 社とは非常に友好的な協力体制が構築されているものと判断していたため、1 通目レターに記載の内容を一概に信用することは出来ませんでした。

当社といたしましては、速やかに事実関係の確認を行うべく対応を開始いたしました。当社から SHKIS 社窓口責任者に直接連絡を取るべく、SHKIS 社窓口担当者の所属部門の電話番号へ連絡いたしました。電話対応した別担当者からは不在である旨の回答しか得ることが出来ませんでした。その結果、前述のとおり、当社は本新株予約権の発行に際しての事務手続きにおいて、その大部分を仲介者である Pacific 社に依存していたため、それ以上の対応ができない状況となりました。

そのため、本新株予約権の仲介業務を行った Pacific 社と即時連絡を取り、SHKIS 社窓口責任者または SHKIS 社において本件事情が分かる人員に対する状況確認を実施いただくよう協力を要請いたしました。その結果、既に SHKIS 社窓口責任者が退職した可能性が高いとの情報以外には、同日において事実確認が出来ませんでした。

翌日以降も、引き続き当社並びに Pacific 社において、SHKIS 社に対して電話での連絡を試みる、また平成 22 年 12 月 7 日付にて SHKIS 社にて事実確認を要請する当社レター

を送付する等、本件問題の事実関係の調査を継続いたしました。

しかしながら、SHKIS 社及び SHKIS 社窓口責任者からの正式な回答が得られなかったため、平成 22 年 12 月 8 日開催の当社取締役会において、当該時点において本新株予約権の発行に関する重大な疑義の払拭について目処が立たないことを踏まえて、当社取締役会にて本新株予約権を発行中止とした場合の影響の大きさについて十分な検討を行った上で、最終的な判断として本新株予約権の発行中止を決議し、同日適時開示にてその旨をお知らせいたしました。

なお、上記の適時開示後、平成 22 年 12 月 8 日付にて、SHKIS 社より FAX にてレター（以下、「2 通目レター」という。）を受領したことにより、1 通目レターが正式に SHKIS 社より送付されてきたものであることが確認されております。

(3) 第三者割当による新株予約権の発行中止以後、現在に至る状況

①本件事案に関する割当先への調査依頼

当社では、SHKIS 社より送付されてきた 1 通目レター、2 通目レター及び平成 22 年 12 月 10 日付にて SHKIS 社より FAX にて受領したレター（以下、「3 通目レター」という。）に対して、本新株予約権の発行並びに割当先である SHKIS 社との協議に際しての一連の手続きに瑕疵はなく、SHKIS 社内部の問題であると認識しているため、早急に SHKIS 社での調査報告を提示するよう要請するレターを、それぞれ送付いたしました。

それと並行して、当社では、平成 22 年 12 月 10 日に香港に当社要員を派遣し、Pacific 社の同行の下、SHKIS 社窓口責任者が所属していた SHKIS 社営業窓口部署に訪問いたしました。所属部員が全員不在とのことで新たな情報を得ることは出来ませんでした。

当社では、本件事案の解決を図るため、SHKIS 社に対して当社正当性の主張と SHKIS 社による徹底調査の実施と報告の要請を明記した英文による書簡の送付を行うべく、香港地域の法律や商習慣等に知見の高い弁護士の選定を進めておりました。

しかしながら、上記の当社対応の過程である平成 22 年 12 月 21 日付にて、香港地域で活動する現地弁護士事務所の所属弁護士から FAX 並びにメールにて、本件事案に係る SHKIS 社の代理人弁護士を務めることとなり、本件事案の今後の対応窓口は当該弁護士事務所にて担当する旨の書簡が届きました。

そのため、当社といたしまして、当社も早急に代理人弁護士を立てる必要があると強く認識し、改めて数件の弁護士事務所に対してアプローチいたしました。

その結果、平成 22 年 12 月 24 日にコンタクトできた弁護士法人キャスト（以下、「キャスト」という。）に本件事案に対する対応を相談し支援を要請したところ、平成 22 年 12 月 26 日にキャスト担当弁護士と当社担当者が面談を行いました。当該面談において本件事案の経緯についての詳細に渡るヒアリングが行われた結果、キャストから本件事案についてご対応いただける旨の回答を頂戴いたしました。

②現在までの進捗状況

その後、本件事案に対しては、SHKIS 社代理人弁護士に対して、当社代理人弁護士であるキャストから書簡・メール・電話にて、本件事案に関する当社正当性の主張、SHKIS 社の責任の明確化、当社が有し得る損害賠償請求権等を通知し、本件事案の解決に向け交渉・調整を行っております。

しかしながら、現在、双方の代理人弁護士間で交渉・調整しております内容につきましては、現時点で最終的な双方合意が得られたものではなく、確定的な事項ではないため、現時点でのご報告は差し控えさせていただきます。

なお、今後の SHKIS 社との本件事案の解決に向けた交渉・協議の結果によっては、SHKIS 社内部における本件事案の発生原因の究明が適わない場合があることを付記いたします。

(4) 平成 22 年 11 月 26 日付の適時開示の一部誤記載の発生に至る経緯

当社にて本新株予約権が発行中止となった原因に係る内部調査を行った結果、平成 22 年 11 月 26 日付の適時開示の 16 ページ「6. 割当予定先の選定理由等 (1) 新株予約権の割当予定先」の SHKIS 社の企業概要欄の「②国内代理人の概要」に記載の国内代理人について、誤った事実（平成 22 年 9 月 30 日時点の概要を記載すべき箇所に、当該時点では「国内代理人」となる予定であった事実を、確定した事実として記載しておりました）が記載されていることが確認されました。

これは、平成 22 年 9 月 30 日付の当社社長と SHKIS 社窓口責任社との面談の際に説明を受けた内容に基づき、平成 22 年 11 月 26 日付適時開示の作成を進めておりましたが、「1.

(1) 第三者割当による新株予約権の発行に至る経緯」に記載のとおり、SHKIS 社窓口責任者の説明内容に対して裏付けが取れたと判断したことから、誠実に当社に対応していただけっていると過信しておりました。また、当社は、本件ファイナンスに際して事務手続きにおいて、その大部分を仲介者である Pacific 社に依存しておりました。これらのことから、SHKIS 社窓口責任者よる報告を受けた内容について、当社において十分な調査と確認を行わなかったことにより誤記載が発生したものであります。

なお、本件につきましては、平成 23 年 1 月 26 日付にて訂正開示を実施しております。

2. 本件事案に至った原因分析

当社といたしましては、本件ファイナンスの発行中止に関する外的要因として、SHKIS 社窓口責任者が本件ファイナンスの事務手続き上必要な業務を怠っていたと認識しており、当該外的要因が本件事案の発生の主たる要因であると認識しております。

しかしながら、本件ファイナンスに係る業務プロセスに対して、当社において必要十分な整備と、より慎重な運用が行われていれば、本件事案の発生を未然に防止するための十分な対応が可能であったと考えております。

これらのことから、当社は、外部有識者 3 名からなる調査委員会を平成 23 年 1 月 12 日

より組成し、本件事案に対する調査を実施いただいた結果、平成 23 年 1 月 21 日に外部有識者による調査委員会の調査報告書を受領しております。

また並行して、本件事案の発生に至った原因に係る内部調査を、平成 23 年 1 月度において、当社代表取締役社長、同代表取締役専務、同取締役（社外）1 名及び同経営企画室担当者により実施し、平成 23 年 1 月 26 日に株式会社大阪証券取引所に内部調査報告書を提出するとともに、外部有識者による調査委員会の調査報告書とともに、同日適時開示にてお知らせいたしました。

当社といたしましては、外部有識者による調査委員会の調査報告書の指摘にもあるとおり、本件ファイナンスの中止に関する内的要因として、当社社内管理体制の不備の存在について、下記のとおり認識しております。

① ファイナンス関連業務に対する経営判断基準の未整備

当社において、第三者割当における割当先の選定等のファイナンス関連業務に係る明確な経営判断基準が未整備であったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

当社が、迅速なファイナンスの実行を志向すると同時に、SHKIS 社窓口責任者の説明内容や業務遂行状況に対して過度な信用を持ったことにより十分な確認・調査を行わず、SHKIS 社窓口責任者は本新株予約権の引受けに関する SHKIS 社における必要な手続きを行っているという思い込みの上でファイナンス業務を推進してしまった結果、当社が本新株予約権の割当先とした SHKIS 社経営陣において当社の本新株予約権の引受けが正式に承認されていないという事実を、早期に把握できなかったという問題が存在すると認識しております。

これは、当社において第三者割当における割当先の選定等のファイナンス関連業務に関して、明確な経営判断基準が設定されていなかったことにより、本新株予約権の引受けを SHKIS 社に打診した初期段階において、例えば取締役又は相当職の役職者との面談を行う又は署名入りの正式書面を受領する等、割当先に対する本新株予約権の引受けに対する事前の意思確認及び調査が十分ではなかったとの認識であります。

② ファイナンス業務管理体制の未整備

当社経営陣及び社内関係者が、ファイナンス業務の進捗状況を的確に把握し、確実な業務遂行を行うための業務管理体制が未整備であったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

ファイナンス業務に関しては、担当部署である経営企画室の実務担当者一名が主に業務を遂行しており、属人的な知識や経験に頼らざるを得ない状況を生むこととなっていたと考えております。そのため、管掌役員である代表取締役社長をはじめとした当社経営陣においても、ファイナンス業務における業務プロセス並びに必要な資料については、主として実務担当者からの報告に基づき経営判断を行う状況となっておりました。また、当該部門では、担当者一名にて経営企画業務全般に対応していたため、マンパワーの不

足により、より慎重な業務遂行が徹底されていなかった可能性が高いと考えております。

そのような状況において、有識者による調査委員会の調査報告書に記載のとおり、当社は現在の財務状況の改善が喫緊の課題となっており、そのための資金需要が大きいことから、迅速なファイナンスの実行を追求するあまり、ファイナンス業務における各種証憑の取得や情報の確認等の業務プロセスの徹底が疎かとなり、必要十分かつ適時性をもって業務が遂行されなかったとの認識でおります。

③ 担当部門におけるヒューマンリソースの不足

ファイナンス業務実務が、担当部門である経営企画室の一名の実務担当者に依存する状況となっており、社内における相互チェック体制が十分に機能していなかったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

代表取締役社長の直轄部門としてファイナンス業務や IR 業務を担当する経営企画室は、2009年6月までは担当者二名の部門でありましたが、現時点では担当者一名のみとなっております。

また従前は、管掌役員である代表取締役社長に加え管理担当役員と連携して、経営企画室にて経営企画業務を遂行しておりましたが、平成 22 年 6 月開催の当社定時株主総会及び同日開催の取締役会において選任した取締役による新たな経営体制において、各取締役の経験や適性を勘案して管掌職務を決定した結果、当社代表取締役社長が管理担当役員を兼任することとなっております。

その結果、ファイナンス業務については、管掌役員である当社代表取締役社長と担当部門の実務担当者一名の間で業務推進における報告・確認・相談がなされることが多く、社内他部門や外部からのチェック機能が有効に働かず、属人的な知識や経験に基づく客観性を欠いた業務推進となっていたとの認識でおります。

④ 全社的な社内規程遵守に対する意識の不足

会議体に関する議事録等の証憑を残すことを明示した社内規程による定めが遵守されない等、全社的な社内規程の遵守に対する意識が不十分であったことにより、ファイナンス業務の推進において議事録等の証憑を基礎とした的確な業務チェックが行われなかったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

当社では、重要な経営施策であるファイナンス業務の推進にあたり、当社常勤取締役を中心とした経営会議において、ファイナンス業務全体の進捗状況、対処すべき課題や今後のスケジュール等の重要な事項について報告・審議検討を行っておりました。しかしながら、上記③に記載のとおり、担当部門のヒューマンリソースの不足により、喫緊の経営課題であるファイナンス業務の推進にマンパワーを集中せざるを得なかったために、当社規程による定めがあるにもかかわらず、結果として経営会議に関する議事録等の証憑の作成を行っていませんでした。

そのため、ファイナンス業務等の経営課題の検討に関する当社経営陣の判断に至るまでの検討事項や検討結果等の経緯について、後日客観的に確認することが出来ず、当社

経営陣及び管理職等による適切なマイルストーンを定めた業務チェックが不十分であったとの認識しております。

⑤ 当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識の不足

上場企業として株主、投資家、証券市場等のステークホルダーに対する信頼と責任を果たすための適正な企業経営の遂行に対する重要性の認識が、当社経営陣及び管理職において不十分であったことが、本件事案の発生原因の一つであると考えております。

ファイナンスという重要な経営施策の検討・実施に際して、上場企業としての責任の重さを十分考慮し、監査法人や弁護士、公認会計士、証券会社等の外部専門家への相談・確認の実施等を十分に確保し連携する必要があったにもかかわらず、喫緊の経営課題である当社の財務基盤の改善により当社の企業価値向上を図り、当社のステークホルダーに対する将来的な利益に寄与するとの一義的な判断の下、性急なファイナンスの実行を志向することで、適正な企業経営を遂行するための必要十分かつ慎重な判断がなされなかったとの認識しております。

3. 改善・再発防止策

前述の内部調査並びに外部有識者による調査委員会から受領した調査報告書により確認された本件事案の発生に係る当社内的要因（問題点）を踏まえて、当社といたしましては以下のとおりの改善措置を実施済みまたは実施する予定であります。

① ファイナンスに対する経営判断基準の未整備に対する再発防止策

今後、当社が実施する第三者割当によるファイナンスにおける割当先の選定において、割当先に対して当社が確認及び留意すべき事項を明確化すると同時に、割当先の投資意図・投資ポリシーを確実に把握することで、全てのステークホルダーに意義のある当社企業価値の向上に結びつく割当先の選定を行うことを目的として、割当先の選定に係る経営判断基準の整備を、平成23年3月11日を期限として進めております。

当社では、割当先の選定基準として、

- (a) 当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけること、
- (b) 当社経営の独立性の確保されること、
- (c) 割当先の投資意図・投資ポリシーが当社経営方針等と沿っていること、
- (d) 高い遵法意識を有していること、
- (e) 当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけること、
- (f) 払い込みに必要十分な資金を有していることが確認できること、
- (g) 反社会的勢力との一切の関わりがないこと、

等を主要基準とし、さらにファイナンスの協議段階において、当社経営陣が割当先の経営陣または当該経営陣の直接の指示により窓口となった人員との面談の実施の徹底等を網羅することにより、当社経営陣が率先して情報を収集し、割当先が当社企業価値の向上に結びつくことを的確に判断するための経営判断基準を整備してまいります。

また、下記②の再発防止策と連動して対策を講じることで、「誰が」「いつ」「誰と」「どうする」という To Do を明確にすることで業務プロセス上の遺漏を排除することで、より慎重かつ的確なファイナンス業務の遂行を進めてまいります。

② ファイナンス業務管理体制の未整備に対する再発防止策

当社経営陣及び管理職等が、ファイナンス業務の進捗状況を的確に把握し、確実な業務遂行を行うための業務管理体制の整備として、ファイナンス業務における業務プロセス上の遺漏を排除するための業務フロー並びにファイナンス業務において必要となる書類・証憑類の一覧を、平成 23 年 1 月末日を期限として作成いたしました。

現時点では、実運用に向けた再確認のため、公認会計士・弁護士の有資格者である社外監査役 2 名を含む監査役会に当該資料の内容の確認を依頼しており、平成 23 年 3 月 11 日までに最終版を纏める予定であります。

これを、当社経営陣及び社内関係者に配布・閲覧・説明等を実施することにより、ファイナンス業務の進捗状況を確認できる状態にするとともに、経営企画業務の実務担当者の属人的な知識・経験に頼らざるを得ない事態を低減させることで、担当者以外によるチェック機能が働く環境が整うものと考えております。

これにより、今後のファイナンス業務においても、業務プロセスの途中でチェックポイントを設けることで、業務の進捗状況の把握が容易になると考えており、上記 1.

(4) に記載の、適時開示における誤情報の記載についても、今後の再発防止が可能になると認識しております。

③ 担当部門における人員の不足に対する再発防止策

当社では、当社のファイナンス業務・適時開示等を含む IR 関連業務等の経営企画業務につきましては、経営企画室の一名の担当者に依存していたため、属人的な要素による業務推進がなされていた結果、社内における相互チェック体制が十分に機能していなかったことから、平成 23 年 2 月 1 日付にて、代表取締役社長の直接管掌部門である経営企画室に対して、現時点においては社内人員構成の状況から兼任兼務とはなりますが、当社経営管理部より一名の人事異動を行っております。

これにより、経営企画業務全般の業務遂行における属人的な要素を排除し、当社経営陣を含めた管理部門全体での経営企画業務ナレッジの分散を図るとともに、業務遂行の過程において複数名による相互チェックが行われる組織・業務体制へと移行を進めております。

これにより、今後のファイナンス業務においても、収集した情報の網羅性や社内調査の充分性の確認、及び業務の進捗状況の把握が容易になると考えており、上記 1.

(4) に記載の、適時開示における誤情報の記載についても、今後の再発防止が可能になると認識しております。

④ 全社的な社内規程遵守に対する意識の不足に対する再発防止策

当社では、社内規程を含めたコンプライアンス意識を醸成し、社内規程の実効性を高めることを目的として当社規程に関する勉強会を実施いたしました。

- ・平成 23 年 1 月 28 日：第 1 回規程勉強会（当社従業員向け）
- ・平成 23 年 1 月 31 日：第 1 回規程勉強会（当社経営陣向け）
- ・平成 23 年 2 月 25 日：第 2 回規程勉強会（当社従業員向け）
- ・平成 23 年 2 月 25 日：第 2 回規程勉強会（当社経営陣向け）

今後も、1 回当たり 5 規程程度を基準として、社内規程勉強会を毎月 1 回継続実施する予定であります。また、各規程の改廃が行われた場合には、その旨を全社に通知し、必要に応じて勉強会を実施する予定であります。

なお、今回のファイナンス業務の過程において当社規程の定めが徹底されていないことが確認された経営会議の議事録の整備につきましては、上記 3. ③のとおり、当該会議の議事録作成の担当部門である経営企画室に増員する等の措置を講じて、当社規程に則して作成が確実に行われるように既に取り組んでおり、今後も徹底してまいります。

⑤ 当社経営陣等の適正な企業経営に対する重要性の認識の不足に対する再発防止策

当社は、当社経営陣に対して、当社の今後の経営に反映させるべく、コンプライアンス、コーポレートガバナンス、内部統制、ファイナンス等に関して、法制度やガイドラインの整備状況等の市場動向説明や、当社に対する客観的かつ具体的意見・提言等を行っていただくことを目的として、当社会計監査人である監査法人や公認会計士、弁護士等の外部専門家とのミーティングを、平成 23 年 3 月末日を期限として第 1 回を開催（以降は四半期毎に 1 回を目処に開催）する予定で準備を進めております。

なお、第 1 回ミーティングにつきましては、「内部統制システムの構築と運用」に関する内容で開催できるよう各有識者と調整を図っております。当該ミーティングにより、上場企業としてのコンプライアンスとコーポレートガバナンスの確立について、当社経営陣の理解をより一層深めるとともに、本件事案と同様の事案の再発防止を徹底することを主旨としております（今後、会社法、金融商品取引法等の法令等全般の知識についても、最新情報の習得に向けたミーティングを実施予定であります）。

また、当社経営陣及び従業員については、大阪証券取引所・証券会社・信託銀行等が開催する外部セミナー・勉強会への積極的な参加を促進することで個人の実務スキルと知識のレベルアップを図ると同時に、資料の社内回覧やセミナー受講者が講師となった社内向け勉強会の開催等により、当社経営陣及び関係部門にフィードバックすることで全社的な実務スキルと知識のレベルアップを図ってまいります。

これらの措置を講じることにより、上場企業として株主、投資家、証券市場等のステークホルダーに対する信頼と責任の重要性の認識や、適時開示をはじめとしたコンプライアンスの実現を強く志向する企業風土の醸成のための意識改革等について教育してまいります。

4. 今後の当社の取り組み

当社といたしましては、本件事案の発生により、当社株主、投資家並びに証券市場、上場取引所及び関係官庁等に対して、多大なる混乱を招きご迷惑をおかけしてしまいましたことを、深く反省しております。改めまして、お詫び申し上げます。

当社では、この度の本件事案の発生に関する外的要因については、割当先である SHKIS 社に対して弁護士を通じて交渉・調整を継続しながらも、まずは当社内部における発生原因の究明により問題点の抽出を行った上で、外部有識者による調査委員会の提言を踏まえた今後の再発防止のための改善措置を速やかにかつ確実に講じることで、今後同様の事案の再発防止に対して厳格に対処するとともに、役員・従業員を含む全社的な社内管理体制の更なる充実を目指してまいります。

これにより、今後当社が検討及び実行するファイナンス業務に対して、より慎重かつ必要十分な確認・調査が行われるような、社内管理体制の構築と運用を徹底してまいります。

また、今後の当社における再発防止策の推進並びに社内管理体制の強化に際しまして、当社社長並びに当社担当者が四半期毎に当該再発防止策の実効性について協議・検討することで陳腐化を防止するとともに、その運用において新たな問題点が確認された場合には、速やかに改善措置を講じるものいたします。

当社といたしましては、引き続き当社が証券市場の一員としての責任を果たし、当社がステークホルダーの皆様をはじめとする証券市場全体から信頼が得られるように、全社一丸となって取り組んでまいります。

以上